第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「、同条第七項中「職務の級がこれに」とあるのは「職務の級又は階級がこれに」と」を削る。

第十二条第一項中「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に改め、「し、一般職給与法第十一条の二第二項中「十五日」とあるのは、自衛官については「三十日」と」を削る。

第十四条第二項中「一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項」を「一般職給与法第十一条の七第一項ただし書及び第二項ただし書」に、「同条第三項第一号ロ」を「同条第二項及び第三項」に改める。

第十八条の二第一項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十一・二五」と、「百分の三十三・七五」と、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十六・二五」を「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十六・二五」とあるのは「百分の三十五」に、「百分の四十八・七五」を「百分の五十」に、「百分の五十八・七五」、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五）を「百分の六十」に、「百分の五十八・七五」を「百分の五十五」に改める。

第十八条の二第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十八・七五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十一・二五」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十六・二五」を「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の六十六・二五」とあるのは「百分の三十五」に、「百分の五十八・七五」を「百分の五十」に、「百分の五十八・七五」、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五）を「百分の六十」に、「百分の五十五」を「百分の五十二・五」に改める。

第二十五条の二第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改める。

別表第一を別表第一の次のように改める。

別表第一　自衛隊教官俸給表（第四条―第五条関係）

職務の級 職員の区分	1級		2級	
号俸	俸給月額		俸給月額	
1	246,300	円	376,800	円
2	247,800		378,300	
3	249,200		379,700	
4	250,600		381,100	
5	252,000		382,500	
6	253,200		384,000	
7	254,400		385,500	
8	255,600		386,900	
9	257,000		388,200	
10	258,200		389,700	
11	259,500		391,200	
12	260,800		392,700	
13	262,100		394,100	
14	264,000		395,600	
15	265,800		397,100	
16	267,600		398,600	
17	269,300		400,000	
18	271,500		401,600	
19	273,700		403,200	
20	275,900		404,700	
21	278,100		405,900	
22	280,300		407,300	
23	282,500		408,700	
24	284,600		410,000	

第二十二条第二項中「、第十八条」を「第五項において同じ。）及び」に改め、「及び前条」及び「特定任期付職員及び」を削り、同条第五項中「、同条第二項において準用する一般職給与法第十一条の五から第十一条の七までの規定による地域手当、住居手当及び特地勤務手当」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第十一条の二から第十二条まで、第十四条、第十八条及び前条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

第二十四条の二第一項中「自衛官候補生手当」の下に「及び単身赴任手当」を加え、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の単身赴任手当の支給については、一般職給与法第十二条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第三項中「俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「自衛官候補生」と読み替えるものとする。

第二十五条第一項中「学生手当」の下に「、単身赴任手当」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「百分の百二十二・五」を「百分の百七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十五」を「百分の百七十二・五」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の単身赴任手当の支給については、一般職給与法第十二条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第三項中「俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「学生」と読み替えるものとする。